

「住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書」を送付します

所得税の特別控除を受けるために必要な年末残高等証明書を送付しますので、
年末調整または確定申告にご利用ください。

対象者

当組合から住宅貸付を借り受け、償還期間が10年(120回)以上ある組合員



①年末調整用

令和元年12月以前に住宅貸付を借り受けた方へは、**令和2年10月中旬**に送付しました。

②確定申告用

令和2年1月から令和2年12月までに住宅貸付を借り受けた方へは、**令和3年1月中旬**に送付する予定です。

注意事項

特別償還または償還期間の変更により償還期間が10年(120回)未満となった場合は、特別控除の対象外となるため証明書が発行されません。

住宅借入金等特別控除を受けるための要件等は、
最寄りの税務署または国税庁のホームページでご確認ください。